

被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準

東日本大震災に伴う復旧・復興事業が本格化する中、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について、現場労働者に係る「宿泊費」・「労働者の輸送に要する費用」・「募集及び解散に要する費用」について現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、共通仮設費（率分）及び現場管理費率に補正係数を乗じる」こととしているところである。今後、労働者確保がひっ迫し、地域外からの労働者確保が更に必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合に必要となる費用について設計変更で計上する場合の運用基準を定めるものである。

1 適用工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する工事であること。
- (2) 平成 24 年 1 月 1 日 2 日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成 24 年 1 月 1 日時点で契約中の工事とする。

2 設計変更対象項目

農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に規定する共通仮設費の営繕費のうち次の（1）から（3）に掲げる項目及び現場管理費の労務管理費のうち次の（4）から（5）に掲げる項目とする。（以下「実績変更対象間接費」という。）

- (1) 労働者の輸送に要する費用
- (2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち宿泊費
- (3) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費
- (4) 現場労働者に係る募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (5) 現場労働者に係る賃金以外の食事，通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

3 実績変更対象費について

(1) 対象

- 1) 実績変更対象費の対象は、「労働者(1)」とする。
(「社員等従業員(2)」は対象外)

(1) 労働者とは、

直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。

(普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工)

(2) 社員等従業員とは、

元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。

(例 現場代理人、監理(主任)技術者、現場管理を行う技術員等)

又は、特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者

(例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等)

(2) 借上げ費

- 1) 賃貸契約に係る契約書、借上げに要した領収書について、原本提示のうえ写しを提出すること。

賃貸契約に記載されている礼金、その他賃貸契約に係る費用等を含めるものとする。

(3) 宿泊費

- 1) 1泊当りの宿泊費は、食事代を除いた額とする。
- 2) 領収書は、原本提示のうえ写しを提出することとし、宿泊した労働者毎に提出すること。
- 3) 宿泊費(1泊当り)の上限額は8,761円(税抜き)とする。

(4) 労働者送迎費

- 1) 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎した費用を対象とすること。
- 2) 計上する費用は、運転手賃金、車両損料(賃料)、車両燃料等とすること。
- 3) 車両燃料等に係る領収書について、原本提示のうえ写しを提出すること。
- 4) 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を提出すること。

(5) 労働者の「赴任手当て」、 「帰省旅費」

- 1) 会社が労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を提出すること。

2) 労働者の所在地が分かる資料を提出すること(免許証, 社員証の写し)

(6) 早出, 残業時の食事費及び食事補助費

1) 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)及び食事に要した領収書等について, 原本提示のうえ写しを提出すること。

2) 所定労働時間を越えて作業する場合において適用となる。

〔適用となるケース〕

・当該工事の特記仕様書において, 所定労働時間を越える作業であると明記されている工事。

・協議において, 所定労働時間外の作業を行うこととなった場合。

(7) 通勤等に要する費用

1) 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を添付すること。

2) 通勤等に要する費用は下記の手当のみ対象となる。

・会社から現場, あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当

・遠隔地での工事で, 労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(3) 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は, 賃金及び手当てを銀行振込で行っている場合は, 銀行の受付印のある給与振込依頼書(個別内訳を含む)又は振込領収書(個別内訳を含む)の写しとする。

4 入札契約手続き中及び契約中の工事の対応

平成24年11月12日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年11月12日時点で契約中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については, 対象であること, 並びに予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象間接費の割合を次の各号により入札参加者(随意契約の場合, 見積人)に周知するものとする。

(1) 特記仕様書に, 次のとおり記載する。

(記載例)

労働者確保に関する積算方法の試行工事

1 本工事は, 「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について, 契約締結後, 労働者確保に要する方策に変更が生じ, 宮城県農林水産部(農業農村整備事業)においては土地改良事業等請負工事積算基準, 宮城県農林水産部(森林整備保全事業)においては森林整備保全事業設計積算要領, 宮城県農林水産部(漁港漁場関係工事)においては漁港漁場関係工事積算基準, 宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合

は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。

営繕費：労働者送迎費，宿泊費，借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（宮城県農林水産部（農業農村整備事業）においては，土地改良事業等請負工事積算基準，宮城県農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，宮城県農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，宮城県土木部においては，土木工事標準積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。

1）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費，宿泊費，借上費）の割合： . %

2）現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用）の割合： . %

3 受注者は，実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は，実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書，領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し，設計変更の内容について協議するものとする。

4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については，設計変更の対象としない。

5 発注者は，実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合，受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から，宮城県農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，宮城県農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，宮城県農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，宮城県土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお，全ての証明書類の提出がない場合であっても，提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については，法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は，実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は，監督員と協議するものとする。

(2) 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日時点で公告中の工事については契約後，契約中の工事については本運用施行後速やかに，受注者に前項の記載例に示す内容について指示を行うこととする。

5 設計変更の手順

(1) 受注者は，実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は，実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式 1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書，領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し，設計変更の内容について協議するものとする。

(2) 発注者は，最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合，受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から，農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお，全ての証明書類の提出がない場合であっても，提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(3) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については，法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合があるものとする。

(4) 受注者は，実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は，監督員と協議するものとする。

附 則

この運用基準は，平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日から施行する。